

特定健康診査等実施計画

(第3期)

住友重機械健康保険組合

平成30年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより、大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするためには、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定健康指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに、その成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、平成20年から5年ごとに5年を一期として進めてきたが、今期はデータヘルス計画とも合わせ計画期間を6年間とし、平成30年から特定健康診査等実施計画（第3期）を定めることとする。

住友重機械健康保険組合の現状

当健保組合は、昭和17年4月1日設立し、主に機械器具製造を業態とする住友重機械工業を中核として、住友重機械及びその関係会社で構成する健保組合である。

平成29年度の事業者数は54で、全国7都県に所在する拠点事業所を中心に、各地に展開している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、拠点事業所周辺に在勤している被保険者及び被扶養者は8割に対し、それ以外の在勤者は2割程度になるのではないかとと思われる。

加入事業者は、住友重機械工業及びその関係会社となっており、1拠点事業所あたりの平均被保険者数は、約1200人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が44歳で、男性が全体の9割強を占める。

健康診断については、各拠点事業所に勤務する者は、当健保組合が委託した健診機関によって集団健診を行っている。

支店や営業所の者は、委託している健診機関と契約した医療機関（全国47都道府県）で受診が可能である。

平成29年度の基本健診の実施人数は、被保険者が集団健診で10000人、医療機関で3800人、被扶養者が2200人。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が、合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより、重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって、生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、被保険者については100%の健診実施を目指す。

全国市区町村に点在している被扶養者については、受診機会を確保できるよう、被扶養者の数等実態を把握するため調査し、そのデータを整理するとともに、当健保組合が主体となって特定健診を行い、被保険者ともどもそのデータを管理する。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して、自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
被扶養者	52.5	56.0	59.5	63.0	66.5	70.0	—
被保険者+被扶養者	84.4	85.3	86.4	87.5	88.5	89.6	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率55.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者+被扶養者)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	12,884	13,049	13,328	13,495	13,665	13,773	—
特定保健指導対象者数 (推計)	2,308	2,340	2,399	2,433	2,468	2,489	—
実施率(%)	18.2	25.3	33.4	40.5	47.6	54.8	55.0%
実施者数	420	592	801	986	1,176	1,363	—

外部委託により保健指導を実施する。なお、拠点事業所の健康管理については各社の産業医、保健師、看護師の支援を受ける。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	0	0	0	0		0
40歳以上対象者	8,639	8,694	8,859	8,922	8,989	9,000
合計	8,639	8,694	8,859	8,922	8,989	9,000
目標実施率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
目標実施者数	8,639	8,694	8,859	8,922	8,989	9,000

被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	0	0	0	0		0
40歳以上対象者	4,245	4,355	4,469	4,573	4,676	4,773
合計	4,245	4,355	4,469	4,573	4,676	4,773
目標実施率(%)	52.5	56.0	59.5	63.0	66.5	70.0
目標実施者数	2,229	2,439	2,659	2,881	3,110	3,341

被保険者+被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	0	0	0	0		0
40歳以上対象者	12,884	13,049	13,328	13,495	13,665	13,773
合計	12,884	13,049	13,328	13,495	13,665	13,773
目標実施率(%)	84.4	85.3	86.4	87.5	88.5	89.6
目標実施者数	10,868	11,133	11,518	11,803	12,099	12,341

実績実施率 77.9% (H29 基金報告確認用データから) 40歳以上対象者 (KW21 試算条件設定から)

② 特定保健指導の対象者数

被保険者+被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	12,884	13,049	13,328	13,495	13,665	13,773
動機付け支援対象者	908	926	954	972	992	1,006
実施率(%)	17.5	24.7	32.9	40.1	47.4	55.0
実施者数	159	229	314	390	470	548
積極的支援対象者	1,400	1,414	1,445	1,461	1,476	1,483
実施率(%)	18.6	25.7	33.7	40.8	47.8	55.0
実施者数	261	363	487	596	706	815
保健指導対象者計	2,308	2,340	2,399	2,433	2,468	2,489
実施率(%)	18.2	25.3	33.4	40.5	47.6	54.8
実施者数	420	592	801	986	1,176	1,363

動機 本人 8.98%、家族 5.94% 積極 本人 15.62%、家族 2.31% (過去10年平均基金報告確認用データから)

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、拠点事業所については、敷地内に健診場所を確保したうえで、集団健診を実施する。支店及び営業所の者並びに被扶養者の特定健診については、地域の健診機関で実施する。

特定保健指導は、拠点事業所については当健保組合所属及び委嘱の産業医、保健師、看護師により行う。支店及び営業所の者並びに被扶養者の特定保健指導については、地域の保健指導を行える機関で実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、年度当初から集中的に行うことを目標に通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被扶養者については、提携委託機関を通じて各地の医療機関と契約を結び、全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

支店及び営業所の者並びに被扶養者については、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

(5) 受診方法

原則、拠点事業所の場合は、当該敷地内に健診場所等を確保し、受診等を希望する日時を登録したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。

被扶養者については、当健保組合が特定健診等対象者の申込み案内を、直接対象者に送付する。

被扶養者は、申込み案内に従って特定健診を受診し、また特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合は、その費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関誌等に掲載するとともに、機会あるごとに事業者を通じ案内を行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、医療機関から提携委託機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について、外部委託先機関実施分についても、同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、拠点事業所を中心に選出する。また、効果の面からは、40歳代の者から優先して選出する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、住友重機械健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員及び事業者健保担当者に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページ或いは機関誌等に掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

特定健康診査等実施計画については、毎年定期的に見直しを検討する。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以上